

記者資料提供（令和6年3月29日）
阪神国際港湾株式会社
営業部営業課 小笹・大森 TEL：078-855-3206

令和6年度 阪神港における集貨事業の募集開始について

国際コンテナ戦略港湾政策に基づく国際基幹航路の維持・拡大に取り組む阪神国際港湾株式会社は、国や港湾管理者と連携し、以下の集貨事業を実施し「阪神港」へのさらなる集貨を推進します。

◆事業

新規事業のほか、従来の事業を改編し、下記8事業を実施します。

- ① 外航航路誘致事業
- ② 内航フィーダー航路維持・拡大事業
- ③ 内航フィーダー貨物誘致事業
- ④ トランシップ貨物誘致事業（i）(ii)
- ⑤ 国内フェリー貨物誘致事業
- ⑥ 物流改善支援事業（i）(ii）(iii)
- ⑦ リーファー輸出混載サービス誘致事業
- ⑧ 日本諸港利用促進事業【新規】

※下線部の事業における昨年度からの主な変更点

④トランシップ貨物誘致事業（ii）【新規】

- ・ 阪神港発着の国際基幹航路を維持・拡大し、荷主企業のサプライチェーンを強靱化するため阪神港コンテナターミナルにおける積替輸送を行う荷主企業やフォワーダーを対象に、当該輸送を行う貨物に対し 20,000 円/TEU で支援。

⑥物流改善支援事業（i）(ii）(iii）（旧 荷主・物流事業者向け支援事業）

- ・ 「転換貨物」における支援単価を 10,000 円/TEU⇒20,000 円/TEU に拡充。
- ・ 「新規貨物」や「増加貨物」への支援を廃止。
- ・ コンテナラウンドユース事業の支援対象者について、荷主やドレージ事業者に加え、フォワーダー等の物流事業者を追加。

⑧日本諸港利用促進事業【新規】

- ・ 国内各地港湾を活用した阪神港への集貨及び海上輸送ネットワーク拡充を目的に実施。新たに利用促進港（※別紙参照）及び阪神港以外の港を利用する外貿実入りコンテナを対象に、利用促進港の港湾管理者等が実施するインセンティブの適用を受ける場合、阪神港からも 25,000 円/TEU の支援を実施。

各事業の概要については**別紙**をご参照ください。またその他、上記事業以外にも「阪神港」のご利用に関するご提案がございましたら、当社までお気軽にお問い合わせください。

尚、実施要領は3月29日（金）より当社HPにて掲載いたします。

当社HP：<https://hanshinport.co.jp/cargo incentive/>

◆**募集期間**

令和6年4月1日（月）～12月27日（金）（土・日曜日、祝日を除く）

※ただし、予算の執行状況により募集期間を変更する場合があります。（詳しくは弊社へお問合せ下さい）

◆**お問い合わせ先**

阪神国際港湾株式会社(HP：<https://hanshinport.co.jp/>) 営業部営業課 TEL：078-855-3206（直通）

〒651-0087 神戸市中央区御幸通8丁目1番6号 神戸国際会館20階

この資料は、大阪市・神戸市市政記者クラブ、民放記者クラブ（神戸市）へ配布しております。

令和6年(2024年)度 阪神港 集貨事業一覽

【別紙】

番号	事業名	目的	対象事業者
1	外航航路誘致事業	外航航路網強化	外航コンテナ船社またはその日本代理店
2	内航フィーダー航路維持・拡大事業	内航航路網強化	内航船を運航する事業者
3	内航フィーダー貨物誘致事業	外航⇔内航の接続機能強化	外航コンテナ船社またはその日本代理店
4	トランシップ貨物誘致事業 (i)(ii)	外航⇔外航の接続機能強化	(i)外航コンテナ船社またはその日本代理店 (ii)荷主、物流事業者
5	国内フェリー貨物誘致事業	外航⇔国内フェリーの接続機能強化	国内フェリーを運航する船社
6	物流改善支援事業 (i)(ii)(iii)	阪神港の貨物維持・集貨促進	荷主、物流事業者
7	リーファー輸出混載サービス誘致事業	阪神港における食輸出促進	リーファー輸出混載サービスを提供するNVOCC
8	日本諸港利用促進事業	阪神港への集貨及び海上輸送ネットワークの拡充	荷主、物流事業者

荷主・物流事業者向け 各事業内容

(トランシップ貨物誘致事業(ii)・物流改善支援事業(i)～(iii)・日本諸港利用促進事業)

番号	事業名	対象事業	単価と対象貨物量
4	トランシップ貨物誘致事業(ii)	アジア～北米・欧州・大洋州・アフリカ・中南米間等において三国間輸送されているコンテナ貨物を、国際基幹航路を活用し阪神港でトランシップする事業 (令和6年度新たなルートで輸送する実入りコンテナ)	単価:20,000円/TEU 対象:1～1,000TEU
6	物流改善支援事業 (i)他港利用からの転換支援事業	国内他港を利用して輸出入していた外貿実入コンテナについて、新たに阪神港を利用した輸出入に転換する事業(阪神港内での転換、仕出地・仕向地・トランシップ港が韓国の港となる貨物は対象外) ※輸送依頼者と輸送事業者による共同提案	単価:20,000円/TEU 対象:20～1,000TEU
6	物流改善支援事業 (ii)モーダルシフト支援事業	国内輸送の全経路において貨物自動車による陸上輸送を行っていた外貿実入コンテナについて、鉄道輸送又は船舶(内航船・フェリー・はしけ)を利用した海上輸送へ輸送モードの転換を実施し、阪神港で輸出入する事業 ※輸送依頼者と輸送事業者による共同提案	単価:5,000円/TEU 対象:20～1,000TEU

荷主・物流事業者向け 各事業内容

(トランシップ貨物誘致事業(ii)・物流改善支援事業(i)～(iii)・日本諸港利用促進事業)

番号	事業名	対象事業	単価と対象貨物量
6	物流改善支援事業 (iii)コンテナラウンドユース支援事業	<p>阪神港で輸出入する外貿実入コンテナの国内輸送について、空コンテナの輸送効率化を図るためコンテナラウンドユースを新たに開始し、実施後の空コンテナの輸送距離が実施前の1/2以下となる事業</p> <p>※輸入荷主、輸出荷主、物流事業者(フォワーダー等)、陸運事業者(ドレージ事業者)それぞれが単独申請可能</p>	<p>単価: 輸入荷主・輸出荷主・ 物流事業者(フォワーダー等) 各1,500円/TEU 陸運事業者(ドレージ事業者) 3,000円/TEU・1往復</p> <p>対象:20～1,000TEU</p>
8	日本諸港利用促進事業	<p>利用促進港(※)及び阪神港以外の港を利用している外貿実入りコンテナを対象とし、利用促進港の港湾管理者等が実施するインセンティブの適用を受け、新たに阪神港を利用する事業</p> <p>※利用促進港(順不同): 秋田港、伏木富山港、敦賀港、境港、志布志港、 八代港、熊本港、油津港(調整中)、宮崎港、細島港、 大分港、徳島小松島港(調整中)</p>	<p>単価:25,000円/TEU</p> <p>対象:20～1,000TEU</p>